

第4次岩泉町地域福祉活動計画

(令和5年度～令和8年度)

令和5年3月



社会福祉法人 岩泉町社会福祉協議会

はじめに

全国の多くの地方自治体で抱えている現状と同様に、岩泉町におきましても人口減少に加えまして、少子化・高齢化が一段と進行していることを背景として、住民の方々の日常においてのつながりということが難しくなっております。このことに加えまして、今後において介護を必要とする高齢者や認知症高齢者の増加が懸念され、また、子育てに関するさまざまな課題も複雑・多様化してきております。

令和2年に世界各地で発現した新型コロナウィルス感染症のその後の拡大は、本町にも大きな影響を及ぼし、住民の方々の日常の生活のみにとどまらず、地域福祉活動においても大きな変更や中止という事態を余儀なくされるとともに、そのことに伴う新たな課題も生じたところであります。

しかし、これまで社会福祉協議会が推し進めてきた事業のみに止まらず、いかなる状況におきましても、自然災害をはじめとする災害時等への対応、生活困窮者への取り組みを含め、要支援者に対する支援や高齢者世帯の見守り等の体制づくりについて、人材確保を図りながら強固にして進めていく必要があります。

地域福祉推進において、中心的な役割を担うべく岩泉町社会福祉協議会は、「お互いに支え合うやさしいまちづくりの実現にむけて」を理念に掲げ、地域に根ざした「介護保険事業」「障がい者福祉事業」「子ども子育て支援事業」などの事業を根幹として、住民の方々の福祉ニーズを幅広く把握し、皆さまとともに考え、安心して暮らすことのできる地域づくりを推進する役割を果たしてまいりたいと考えております。

今般、「第4次岩泉町地域福祉活動計画」を策定いたしましたので、本計画を基軸としながら、住民の方々、地域関係組織・団体、各方面にわたる関係機関の方々と連携し、個人や世帯が抱えているさまざまな生活課題を地域全体の福祉課題として捉え、住み慣れた地域で住民の方々がお互いに手を携え、相互にたすけあいや支え合うことにより、それぞれの地域において安心して充実した生活が送れるよう、住民の皆さまにご協力をいただきながら、社会福祉協議会が一丸となって努力してまいります。

結びに、本計画の策定にあたって、多くの町民の方々からアンケートの方法によるご意見をお寄せいただき、また、岩泉町社会福祉協議会に対しまして貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆さまに心から感謝いたしますとともに厚くお礼を申し上げます。

令和5年3月

社会福祉法人岩泉町社会福祉協議会
会長 植村敏幸

目 次

第1章 地域福祉活動計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	
2 計画策定の位置づけ	
3 計画の期間	
第2章 岩泉町の現状と課題	4
1 人口と世帯数の推移及び今後の将来予測	
(1) 人口の推移	
(2) 世帯数の推移	
(3) 人口推計	
(4) 出生者数の推移	
2 人口と世帯数の推移及び今後の課題	
(1) 岩泉町の地域特性と人口構造の特性	
(2) 岩泉町の現状から考える課題	
第3章 地域を支える各種団体	5
1 岩泉町社会福祉協議会	
2 岩泉町老人クラブ連合会	
3 岩泉町身体障害者福祉協会	
4 岩泉町ボランティア団体	
5 岩泉町民生児童委員協議会	
6 岩泉町母子寡婦福祉協会	
7 N P O法人	
8 自治会	
9 地域包括支援センター	
10 シルバー人材センター	

第4章	これまでの地域福祉活動計画の評価・現状	8
第5章	地域福祉活動計画のアンケート調査結果と課題	9
第6章	地域福祉座談会からの課題	11
第7章	今後取り組むべき重点施策内容	13
第8章	計画の基本方向と基本目標	14
1	基本理念	
2	計画の基本目標	
(1)	地域で支え合う福祉のネットワークづくり	
(2)	充実した福祉サービスの仕組みづくり	
(3)	福祉のこころを育む人づくり	
第9章	計画の体系	16
第10章	実施計画	18
1	地域で支え合う福祉のネットワークづくり	
2	充実した福祉サービスの仕組みづくり	
3	福祉のこころを育む人づくり	
資料		23
1	地域福祉活動計画のアンケート調査結果	
2	策定の経過	
3	第4次岩泉町地域福祉活動計画策定会議設置要綱	
4	岩泉町地域福祉活動計画策定構成員（委員）名簿	

第1章 地域福祉活動計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

近年、岩泉町において、急速に進む人口減少に加え少子高齢化、核家族化により地域のつながりの希薄化が進行するなど、地域が抱える生活課題が多様化し、より複雑化しています。

個人や、世帯が複数の生活上の課題を抱えるケースに対して、国では2021年4月から重層的支援体制事業を創設しました。今までのようすに子ども、障がい者、高齢者、生活困窮者といった対象者ごとの支援体制だけでは人びとが持つさまざまなニーズへの対応が困難になっているからです。

また、地域・職場・家庭という人びとの生活領域における支え合いの基盤が弱まり、暮らしにおける人と人とのつながりなど、関係性を再構築する必要があります。誰もが役割を持ち、お互いが配慮し存在を認め合い、時に支え合うことで、その人らしい生活を送ることができる支援を継続していくような地域福祉活動を展開するために「第4次岩泉町地域福祉活動計画」を策定しました。

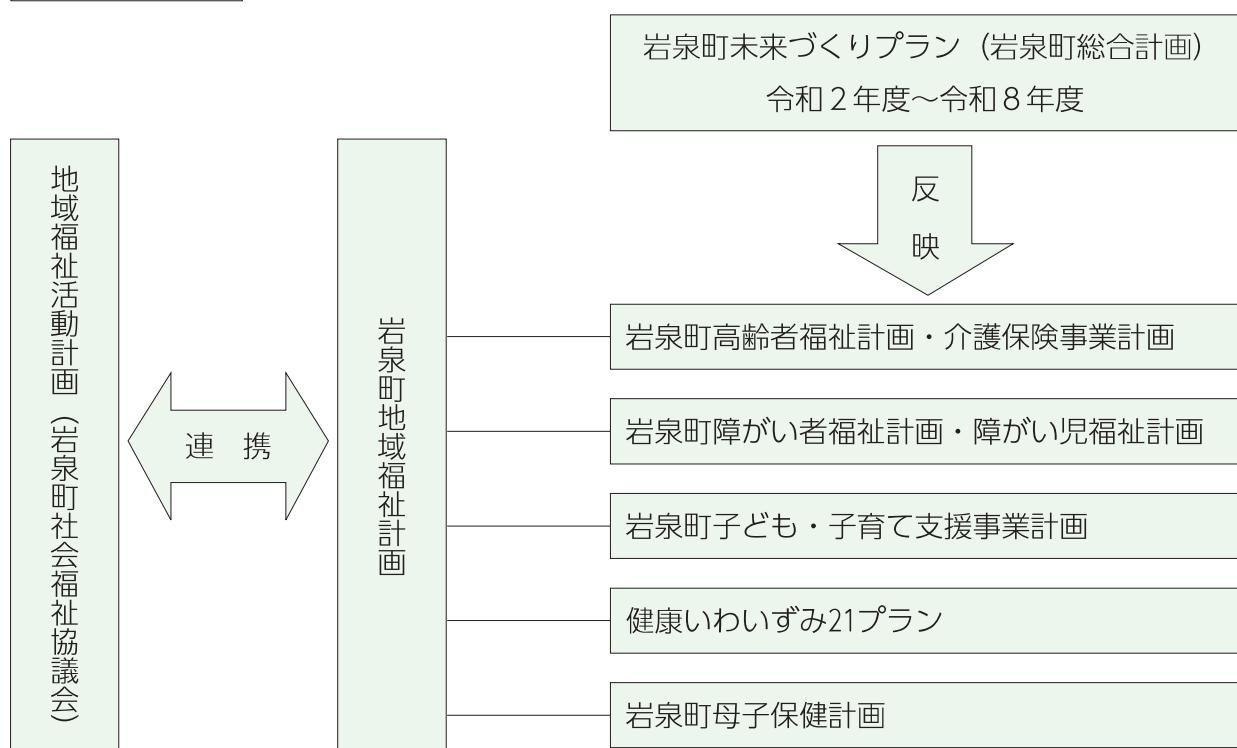


2 計画策定の位置づけ

社会福祉法第107条により、地域福祉を進めるにあたり、市町村は「地域福祉計画」を策定するよう定められています。社会福祉協議会では、町の計画に添って努力義務として連携を図ることから平成19年に第1次岩泉町地域福祉活動計画（期間：平成19年度～平成23年度）を策定しました。その後、見直しをかけながら第2次岩泉町福祉活動計画（平成24年度～平成28年度）を策定し、続いて第3次岩泉町福祉活動計画（平成30年度～令和4年度）は、台風10号豪雨災害への対応を優先したため、2年越しの策定としました。

「地域福祉活動計画」は、町の「地域福祉計画」を具体化し実行していく計画であり、行政と同じ軸で連携・協働していく計画です。

計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画は、岩泉町地域福祉計画(岩泉町総合計画・未来づくりプランのまちづくり後期計画)に併せ、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。関係法令、制度改正、社会情勢の変化などによる影響や、地域の新たなる諸問題が明らかになった際には、必要に応じて見直しを行います。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
見直し	岩泉町地域福祉計画							
						見直し	岩泉町地域福祉計画	
見直し	第4次岩泉町地域福祉活動計画							
						見直し	第5次岩泉町地域福祉活動計画	



第2章 岩泉町の現状と課題

1 人口と世帯数の推移及び今後の将来予測

(1) 人口の推移

岩泉町の人口は、昭和 60 年が 16,959 人、令和 2 年が 8,726 人で、35 年で約半数になっています。同年比較で年少人口（0～14 歳）は 21.83% が 8.46%、生産年齢人口（15～64 歳）は 64.36% が 47.27%、老人人口（65 歳以上）は 13.81% が 44.27% となっており、少子化及び高齢化とともに著しく進展し、約半数近くが高齢者という状況になっています。

(2) 世帯数の推移

世帯数の推移は、昭和 60 年が 5,298 世帯、令和 2 年が 3,957 世帯で、1,341 世帯が減少しています。高齢者世帯や高齢者夫婦世帯は、昭和 60 年が 315 世帯から令和 2 年が 2,000 世帯と 6 倍以上となっており、全世帯数の約半数が高齢者等世帯となっています。

(3) 人口推計

厚生労働省の人口推計によると、25 年後（2045 年）の人口は 5,014 人と推計されています。これは、ピーク時（昭和 35 年）の小川地区の人口 7,422 人よりも 2,408 人下回っています。

(4) 出生者数の推移

出生者数の推移は、昭和 60 年が 207 人、令和 2 年が 34 人となっています。推計人口の推移から推察すると出生者数は今後も更に急激に減少していくことが予測されます。

2 人口と世帯数の推移及び今後の課題

(1) 岩泉町の地域特性と人口構造の特性

岩泉町は、面積が約 992 平方キロメートルで、その 93% が山林原野となっており、急峻な山々の狭間に流れる小本川の流域に沿って点在する集落があります。また、町の中心部である岩泉地区に人口の約半数があり、その周辺地域（小川、大川、小本、安家、有芸）に残りの半数が点在する構成となっています。そして、その周辺地域ほど少子高齢化の現象が顕著になっています。

(2) 岩泉町の現状から考える課題

このような状況から、岩泉町においては、数少ない子どもたちを町の宝として、また次代を担う貴重な存在として大切に育て、その親世代と元気な高齢者が、サポートを必要とする高齢者や障がい者等を、共に協働して見守り、たすけあっていく地域共生社会の実現が求められています。

第3章 地域を支える各種団体

1 岩泉町社会福祉協議会

民間の社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織です。昭和 26 年 4 月に社会福祉事業法に基づき設置されました。その後、昭和 50 年 1 月に社会福祉法人として認可を受け現在に至っています。主な事業としては、地域福祉事業、福祉啓発事業、在宅福祉事業、心配ごと相談等を行い、地域住民や福祉関係機関・団体などで協力し合いながら、地域づくりをしていく中核的存在の福祉団体です。

2 岩泉町老人クラブ連合会

おおむね 60 歳以上の方で構成される地域の単位高齢者活動グループ（令和 4 年度 21 クラブ、415 名）が連合会を結成して活動しています。

会員の意見（ニーズ）に基づき、「生活を豊かにする楽しい活動」や、「地域を豊かにする社会活動」など様々な活動が行われています。

社会福祉協議会では連合会設立（昭和 47 年）以来事務局を担い、平成 8 年度からは町社会福祉大会を町老人クラブ大会と合同で行い、参画募集の協力関係を築いています。

3 岩泉町身体障害者福祉協会

障がい者が地域で安心して暮らすための会員組織の団体です。平成 18 年から事務局を受託し事業を進めてきました。

障がいの有無にかかわらず誰もが地域で当たり前の生活ができる差別のない共生社会の実現を目指して、障がい者の福祉向上に取り組んでいます。令和 4 年度の会員数は 21 名となります。県内の交流会などの行事にも参加しています。

4 岩泉町ボランティア団体

町内のボランティア団体は現在 10 団体、会員 138 名が会員登録しています。各地域で多様な福祉ニーズにきめ細やかに対応したボランティア活動を展開しています。また、社会福祉協議会では、ボランティア研修やボランティア講座などを開催し、資質の向上を図っています。

5 岩泉町民生児童委員協議会

岩泉町では69人の民生委員児童委員が活動しています。地域住民の生活状態調査や要保護者への保護指導、社会福祉施設への協力等を行う「民生委員」と児童の生活環境の改善、福祉、保健など児童福祉に関する援助指導を行う「児童委員」という二つの役割を持っています。
高齢者の一人暮らしの見守りなど地域で支援活動を行っています。

6 岩泉町母子寡婦福祉協会

ひとり親家庭、寡婦の生活を守りさまざまな事業を実施し支援活動に取り組んでいる団体です。令和4年度の会員数は21名です。また、サロン活動の支援も行っています。

7 NPO法人

NPO法人ぱあとなあは、高齢者等の生涯学習事業を幅広く推進し、地域に根ざして活動しています。

NPO法人きぼうハウスは、障がい者等の就労継続支援B型事業所です。

NPO法人クチェカは、障がい者に対して、活動の場所を提供し、相談・活動支援を行っています。また、障がいのあるなしに関わらず、地域活動を行うほか放課後児童クラブ(こがわ)を運営しています。

8 自治会

町内に住民組織として95の自治会が結成されています。町民が自主的な活動を展開しながら地域づくりをしています。また、これら95の自治会等で町内6地区に地域振興協議会を組織し、各種活動を展開しています。

9 地域包括支援センター

介護保険法で定められた地域住民の保健・医療・介護・福祉・高齢者の虐待防止、介護予防マネジメントなど総合的な相談窓口で、岩泉町役場に設置されています。

センターでは、保健師、社会福祉士、ケアマネジャー等が配置され、専門性を活かして相互に連携しています。

10 シルバー人材センター

定年退職者などの高年齢者が、働くことを通じて生きがいを得る、おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある皆さんで構成する会員組織です。



第4章　これまでの地域福祉活動計画の評価・現状

平成19年に策定した第1次岩泉町地域福祉活動計画の基本目標は「誰もが安心して暮らせるまちづくり」でした。地域福祉の充実に向けて、町民が自ら福祉のまちづくりに参加できるような仕組みづくりを構築してきました。

その後、策定した第2次岩泉町地域福祉活動計画の基本目標は「町民がお互いに支え合う活動の推進」、「福祉サービスの利用者を支える活動の充実」、「安心して暮らせる地域づくりの推進」、「社会福祉協議会の組織・財政基盤の強化」として、町民、事業者、行政が連携・協働して相互の関係性を保ちつつ、取り組みを推進し効果的に展開してきました。

そして第3次岩泉町地域福祉活動計画の基本目標は第2次と同じく「町民がお互いに支え合う活動の推進」、「福祉サービスの利用者を支える活動の充実」、「安心して暮らせる地域づくりの推進」、「社会福祉協議会の組織・財政基盤の強化」として、地域が主体となるよう取り組んできました。しかし急速な社会現象の変化により、一人暮らし、高齢者世帯、障がい者等、地域での見守りができる仕組みづくりが十分にできていない状況です。

多様なサロンが求められていることから、ボランティアの育成が急務となっています。

心配ごと相談所の相談内容については、以前と比べ相談者の抱える課題が多様化していることから、誰一人として取りこぼしのない支援体制を構築していくことがより重要視される現状にあります。

第5章 地域福祉活動計画のアンケート調査結果と課題

岩泉町社会福祉協議会では、第4次計画の策定にあたり、地域の現状の中から、みんなが暮らしやすいまちづくりのために日々生活していくうえでの困りごとや課題を抽出するためアンケート調査を実施しました。

「岩泉町の地域福祉に関する実施概要」

調査対象	20歳から80歳代までの町内在住者
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和4年9月15日～9月30日まで
回収結果	配布数 500件 有効回収数 245件 (有効回収率 49%)

1 アンケート結果からの課題抽出

アンケート内容は、主に地域でみんなが安心して暮らしていくために必要とされている事項としました。アンケート結果は次のとおりです。

(1) 地域で支え合う見守り支援について

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、近所同士の挨拶、声掛けが必要とする意見が最も多く、次いで多かったのは見守りや安否確認でした。また、地域の高齢者に対する支援内容も、見守り支援、安否確認が最も多く、見守りの方策導入に期待を寄せてています。

しかしながら、全町の高齢者の見守りは難しいことから、地域を支えている各団体（民生委員児童委員、老人クラブ、地域振興協議会、自治会、ボランティア団体等）とネットワークづくりをする必要性があります。

(2) 買い物・病院受診の移送サービスについて

近年、介護保険サービスだけでは、町民のニーズを汲み取ることができなくなってきたています。サービスとサービスの狭間を埋めるきめ細やかなサービスが不可欠です。

集落が点在している当町では、これらの地域の高齢者比率が高いことから、移動手段に不便さを感じている状況もあります。

病院受診時の移動、買い物の移動については公共交通機関をあまり利用されていない状況が伺われました。自家用車利用が多く自分で運転できない場合は知人などに依頼している状況もみられました。足腰が弱ってきた高齢者がバスを利用するためには、いくつかの難点があります。自宅とバス停までの距離があり、バス停まで歩いて行くことが困難であることや、病院受診時にバスを利用すると、バス時刻に待ち時間が多くて不便なことなど、利用したくても利用できない切実な理由もありました。

のことから、福祉サービスの更なる仕組みづくりを考えていく必要があります。

また、総合相談における生活困窮者への支援は、包括的な支援体制が重要となることから、関係機関や生活支援コーディネーターとの連携強化が求められています。

既存サービスの見直しを含め必要な方に必要なサービスを提供できるような仕組みづくりが必要と思われます。

(3) サロン活動、ボランティアの育成について

子どものころからボランティアに参加することで大人になっても地域福祉への関心が高まっていることが分かりました。ボランティアの必要性、参加できるボランティア内容などを回答いただいた中で、子どもと一緒にボランティア活動をしたり、ちょっとした生活のお手伝いをしたり、自分ができることを協力していきたいという意向もありました。

また、住民同士のサロン活動は、主に高齢者の皆さんとなっています。

このため、子どもとその保護者や支援者などが、気軽に参加・交流できる場を提供する必要があります。



第6章 地域福祉座談会からの課題

各支部6地区で座談会を実施し、55名の参加がありました。

11月14日 有芸地区 11月16日 大川地区 11月18日 岩泉地区
11月22日 小川地区 11月25日 小本地区 11月29日 安家地区

1 地域で支え合う見守り支援について

座談会でも近隣での見守りは必要と感じている人が多く、従来の見守り方法としては、「煙突から煙があがっているか」、「夜に家に灯りがついているかいないか」、「ポストに郵便物がたまっていないか」、「回覧板で安否確認」、「いつものサロン利用者の参加者を確認」などがあり、近所での見守りを再確認しました。好評だった見守り方法としては安家地区で実施しているぴーちゃんねっとシステム（ぴーちゃんねっと回線を利用して安家支所から利用者への安否確認サービス）がありました。その理由としては、一人暮らしの突然死は防げないが、孤独死は防げるとのことでした。実際の利用者から、このシステムを使うことで安心できるとの声があることから、今後の検討材料となります。

また、一人暮らしの見守り支援として各地区では、民生委員だけでなく地域全体で見守りのシステムが必要な状況です。老人クラブで行われているシルバーメイトによる見守り支援もありますが各地域の活動にばらつきが見受けられます。

要配慮者に対する有事の際の避難誘導については、地域にどのような方が支援を必要としているかの情報を支援者に提供する必要があります。

2 買い物・病院受診の移送サービスについて

町内の病院受診時に、バス停が遠くにあると非常に不便で、病院は予約制もあり、バス時刻に合わせての受診は難しいことや、バスのステップ台が高くて乗降が困難な理由から、個人的に車を貸し切る状況との意見もありました。

個人で車を貸し切ることができる人や、近所の方に頼める人がいる一方、中には誰にも頼めず、困っている人もいることから、移送サービスの仕組みづくりが必要です。

買い物については移動販売車が入っている地域もあり、個人宅配の生協も参入しています。高齢者の皆さんは、店舗に行って自分が見て選んで買い物したいという意向が強くあります。そうしたことから、皆さんで買い物に出掛けられるようなサービスの希望もありました。

地域によっては、コミタクがある地域もありますが公共交通機関までの運行なので不便さがあります。また、乗り継ぎは、待ち時間があるので大変のことでした。

※コミタク：地域住民の移動手段を確保するために自治体等が運行するバス

3 サロン活動、ボランティアの育成について

各地区では百歳体操が根付いてきています。百歳体操をするためにサロンに行く人もいます。地区の公民館単位で役場が推奨している百歳体操を行っていますが、人が集まることでいろいろな情報も得ることができます。百歳体操に行きたくてもいけない人がいるので、送迎付きのサロンにしてほしいという意見がありました。

中には、送迎のボランティアは有償であたり前という意見もあり、ボランティアを気兼ねなく頼めるような仕組みづくりが必要だという声もありました。

地域の困りごとについてボランティアを育成することで、より地域課題を解決しやすくなります。

※百歳体操：岩泉町役場で健康で長生きするために推奨されている体操



第7章 今後取り組むべき重点施策内容

急速に進む人口減少と少子高齢化に伴い、高齢者の一人暮らしや、高齢者夫婦世帯の増加、8050問題、引きこもりなど生活課題が複雑化しています。

すべての町民が、お互いに支え合うやさしいまちづくりの実現に向けて3つの重点施策を基本目標とします。

地域で支え合う福祉のネットワークづくり

充実した福祉サービスの仕組みづくり

福祉のこころを育む人づくり

※ 8050問題：子が親を介護することと反対に80代の親が引きこもっている50代の子どもの生活を支えている社会問題

第8章 計画の基本方向と基本目標

1 基本理念

お互いに支え合うやさしいまちづくりの実現にむけて

地域で生涯を通じて暮らしていく「やさしいまちづくり」の実現のためには、住民一人ひとりが抱えている様々な問題を解決するために取り組んでいくことが重要です。誰一人として取りこぼすことなく思いやりを持って共に支え合い、つながりを大切にする地域共生社会の実現に向けた取り組みを目指します。

2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するために「地域で支え合う福祉のネットワークづくり」、「充実した福祉サービスの仕組みづくり」、「福祉のこころを育む人づくり」の3つの基本目標を掲げ、地域福祉活動を推進していきます。

なお、組織・財政基盤等については、中期経営計画として策定します。

(1) 地域で支え合う福祉のネットワークづくり

アンケート結果では、近隣での見守りは必要と感じている方が多くみられました。関係機関の見守りだけでは限界があるため、地域全体でネットワークシステムをつくり、高齢者、障がい者等の見守り活動を行っていくことが必要です。

また、日頃の困りごと相談をする相談相手がない、または相談先が分からない方もいました。このため重層的支援体制により誰一人として取りこぼすことのない支援が求められます。必要な方に必要な支援が行き届くように、関係団体や民間企業などと連携しながら有効なネットワークづくりを推進します。

(2) 充実した福祉サービスの仕組みづくり

総合相談を通じて生活困窮者の支援、生活福祉資金の貸付けなど隨時適切に相談できる体制を強化します。

また、福祉サービスの充実を図るとともに、介護保険サービスの狭間を埋めるサービスの提供等考えていくことが必要です。

地域によっては、買い物支援など近隣の共助だけでは十分ではない人のために、関係機関や団体などと連携し、きめ細かい支援の仕組みづくりを構築します。

(3) 福祉のこころを育む人づくり

地域を支える側、支えられる側の立場でお互いに支え合う地域をつくっていくという意識の醸成を推進します。

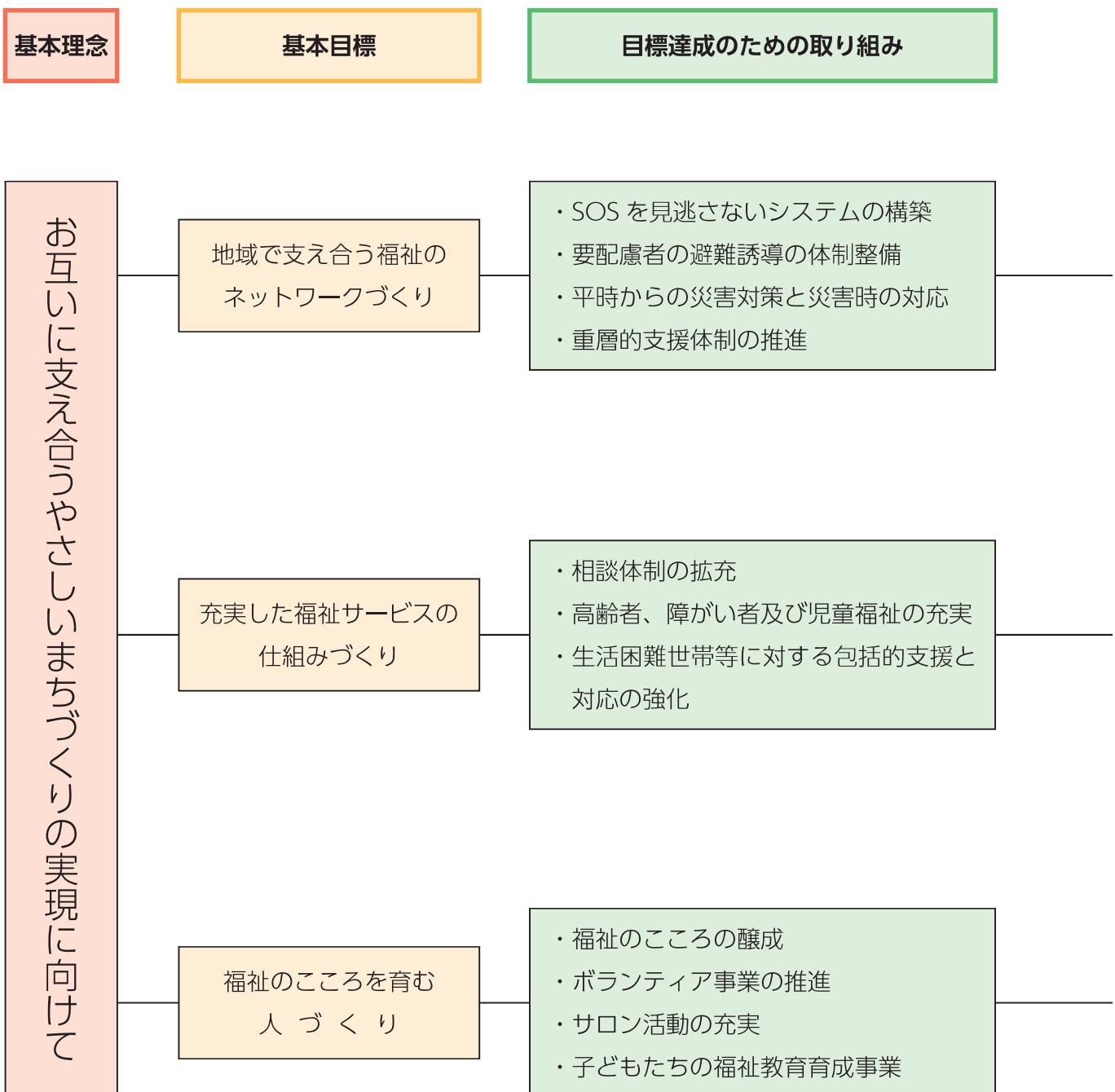
これから地域の担い手として、子どもから大人までが一緒になり、地域で豊かに学び育つための環境づくりに努め、地域への理解と愛着を深める人づくりを推進します。

そして、住民同士の交流により地域社会からの孤立を予防する場所であるサロンは、生きがいにもなり安否確認や閉じこもり予防にもつながるため、活動の充実に努めます。



第9章 計画の体系

3つの基本目標について、それぞれの達成のために必要な取り組み項目を設定し、今後の取り組みの方向性を示します。



具体的事業内容

- ・要配慮者等の見守り支援事業
- ・要配慮者等への対応に関する協働体制の確立
- ・災害ボランティアセンターの開設
- ・重層的支援体制整備事業への参画
- ・機関誌・ホームページによる情報発信

- ・心配ごと相談所設置と総合相談会の開催
- ・赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい募金（運動）
- ・居宅介護支援事業所の運営
- ・訪問介護事業所の運営
- ・訪問入浴介護事業所の運営
- ・通所介護事業所の運営（3事業所）
- ・生活介護事業所、就労継続支援B型事業所の運営
- ・共同生活援助事業所の運営
- ・移送サービス、配食サービスの実施
- ・放課後児童クラブの運営
- ・たすけあい資金貸付事業
- ・生活福祉資金貸付事業
- ・日常生活自立支援事業
- ・宮古圏域成年後見センターとの連携と協働
- ・高齢者等の買い物支援事業

- ・社会福祉大会の開催
- ・町民福祉まつりの開催
- ・敬老奉祝事業の実施
- ・金婚お祝い会事業の開催
- ・健康推進事業との協働
- ・ボランティアセンターの活性化
- ・ニーズに合ったボランティア体制の確立
- ・ボランティア講座の実施
- ・キャップハンディスクールの普及
- ・ふれあい・いきいきサロンの実施

第10章 実施計画

1 地域で支え合う福祉のネットワークづくり

<現状と課題>

生活課題を抱える誰もがSOSを発信できる環境づくりに努めます。特に一人暮らし、高齢者世帯、要配慮者等の見守り支援体制については、アンケートの結果からもその必要性が重要視されています。

これまで培ってきた福祉ネットワークの知識を生かした地域支援体制を強化していきます。

平成23年の東日本大震災から10年余り、平成28年台風10号豪雨災害から5年余りが経過しました。町内各地域において甚大な被災を受けた当時の教訓を生かした福祉のネットワークづくりは重要課題です。

<今後の方向性>

- ・一人暮らし、高齢者世帯、要配慮者等の見守り支援体制については、各地域の協力を得ながら事業を構築していきます。【新規事業】
- ・要配慮者に対する支援体制の実施（安否確認、避難支援等）と関係機関の連携した支援体制を強化していきます。【新規事業】
- ・有事の際に即対応できる防災訓練に併せて災害ボランティアセンター開設訓練などを実施していきます。【継続事業】
- ・重層的支援体制事業について、関係機関や団体と共に働く中で推進していきます。【継続事業】
- ・日常の困りごとの対策として情報発信に努めます。（機関紙発行、ホームページによる情報発信）【継続事業】

<新規事業内容>

(新規事業) 要配慮者等の見守り支援事業

対象者：要配慮者等（一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者等支援を必要とする世帯）

支援方法：社会福祉協議会が軸となり各地域で協力し見守りの仕組みを協議し、支援を充実強化します。

(新規事業) 要配慮者等への対応に関する協働体制の確立

事業内容：災害時の要配慮者リスト作成（町委託事業）

リスト作成後に各地域で関係機関と一堂に会して活用方法に関して協議し有事の際の避難に資することとします。

◇◇年次計画◇◇

事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要配慮者等の見守り支援事業	内容検討			→
要配慮者等への対応に関する協働体制の確立				→
災害ボランティアセンター				→
重層的支援体制整備事業				→
情報発信（社協だより等）	年4回			→

2 充実した福祉サービスの仕組みづくり

<現状と課題>

在宅介護サービス利用者が減少してはいるが、放課後児童クラブを含め既存の福祉サービスは町民になくてはならないサービスであり、継続していくことが必要です。

また、町民が安心して暮らすためにも困ったときの相談窓口を常に開設し、多様化している相談内容を包括的に対応していくことが課題です。

<今後の方向性>

- ・介護保険サービス、障がい者支援サービスについては、継続に努めます。【継続事業】
- ・心配ごと相談所運営事業等の地域福祉活動事業は、町民に定着してきた事業なので継続に努めます。【継続事業】
- ・赤い羽根共同募金運動・歳末たすけあい募金（運動）は福祉活動に活用するため、街頭募金、戸別募金、職域募金等の募金活動を行います。【継続事業】
- ・町民の声から、支援を必要とされている一人暮らし高齢者、高齢者世帯、障がい者等の買い物支援について、送迎と支援者が同行する買い物支援の要望がありました。実際に店舗で買い物ができる支援を検討していきます。【新規事業】

<新規事業内容>

（新規事業）高齢者等の買い物支援事業

対象者：高齢者等（支援が必要な高齢者、障がい者等）

事業内容：令和5年度については思考期間とし、具現化にむけた検討を重ねたうえで事業展開します。

◇◇年次計画◇◇

事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
心配ごと相談所運営事業				▶
居宅介護支援事業				▶
訪問介護事業				▶
訪問入浴介護事業				▶
通所介護事業（どんぐり苑、いきいきホームこがわ、サンパワーおかわ）				▶
生活介護、就労継続支援B型事業				▶
共同生活援助事業				▶
移送サービス・配食サービス事業				▶
放課後児童クラブ運営事業				▶
たすけあい資金貸付事業				▶
生活福祉資金貸付事業				▶
日常生活自立支援事業				▶
宮古圏域成年後見センター事業				▶
高齢者等の買い物支援事業	内容検討			▶



3 福祉のこころを育む人づくり

<現状と課題>

アンケート結果から地域福祉に関する意識向上が重要であるため住民同士で見守りや声がけをより一層強化していくことが求められています。

さらに地域で安心して暮らしていくために一人ひとりができることをしていかなければ少子高齢化が進んできた地域の存続が危惧されます。

のことから、地域づくりと平行して人材確保や福祉教育を進めています。

<今後の方針性>

- ・お互い様の意識の醸成については、引き続き、内容の充実に努めます。（社会福祉大会、町民福祉まつり、金婚お祝い会、敬老奉祝事業等）【継続事業】
- ・ボランティア活動を活発化するためにニーズに応じた有償・無償ボランティアなど、幅広い考え方で取り組みます。【新規事業】
- ・地域の担い手となってもらえる人材確保が重要であると同時に子どもの頃から福祉教育に携わる機会に接する工夫が必要です。【継続事業】
- ・住み慣れた地域で生きいきと暮らすためにも地域の住民同士で交流を図ることは大事であり、継続してふれあいサロンの充実に努めます。【継続事業】

<新規事業内容>

(新規事業) ニーズに合ったボランティア体制の確立

事業内容：これまでのボランティア体制をより強化するために、住民のニーズに見合ったボランティア事業を有償化するなど、会員を増やし地域に根づいた活発なボランティア体制と育成につなげます。

◇◇年次計画◇◇

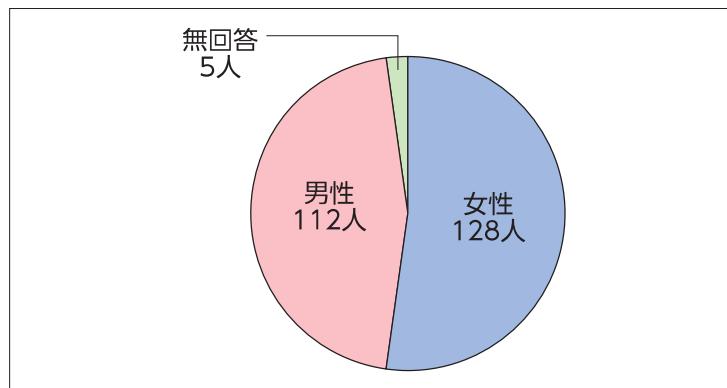
事業名	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
社会福祉大会の開催				▶
町民福祉まつりの開催				▶
敬老奉祝事業の実施				▶
金婚お祝い会事業の開催				▶
健康推進事業との協働				▶
ボランティアセンターの活性化				▶
高齢者等の買い物支援事業	内容検討			▶
ボランティア講座の実施				▶
キャップハンディスクールの普及				▶
ふれあい・いきいきサロンの実施				▶



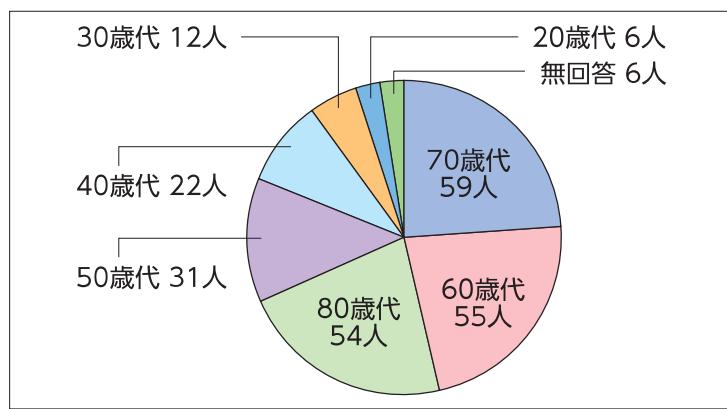
資料

1 地域福祉活動計画のアンケート調査結果

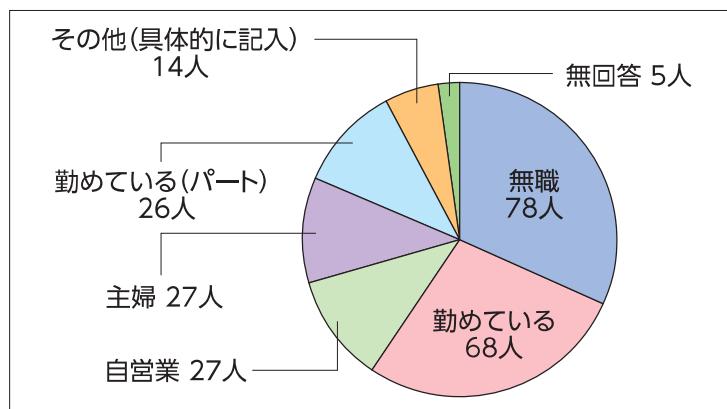
問1 あなたの性別を教えてください。



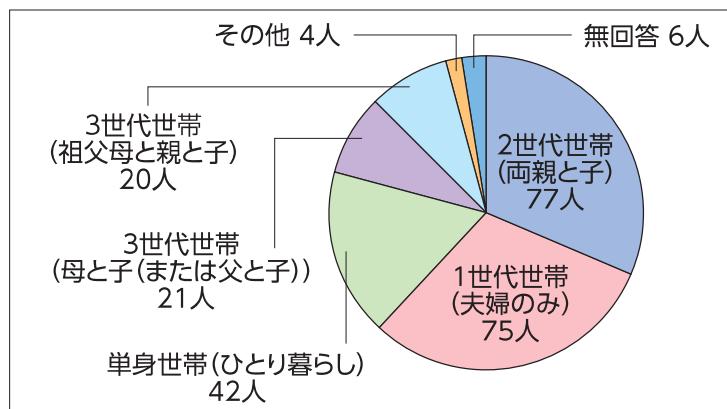
問2 あなたの年代を教えてください。



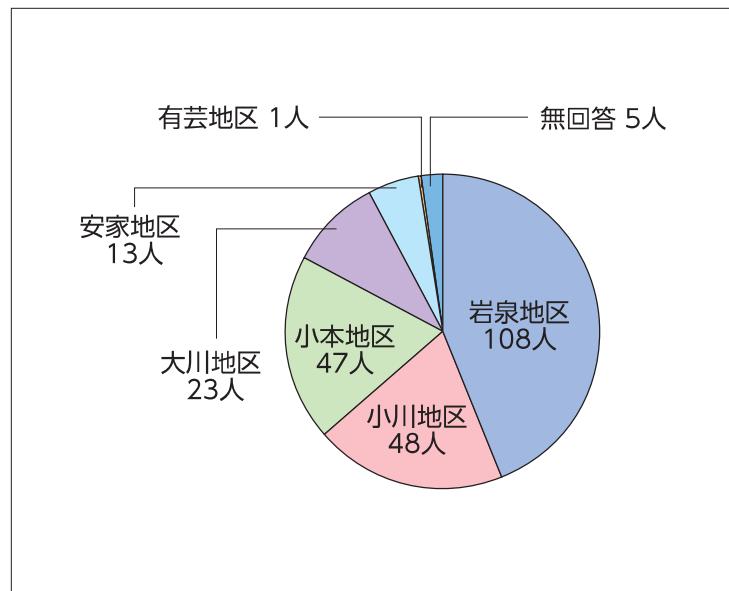
問3 あなたの職業を教えてください。



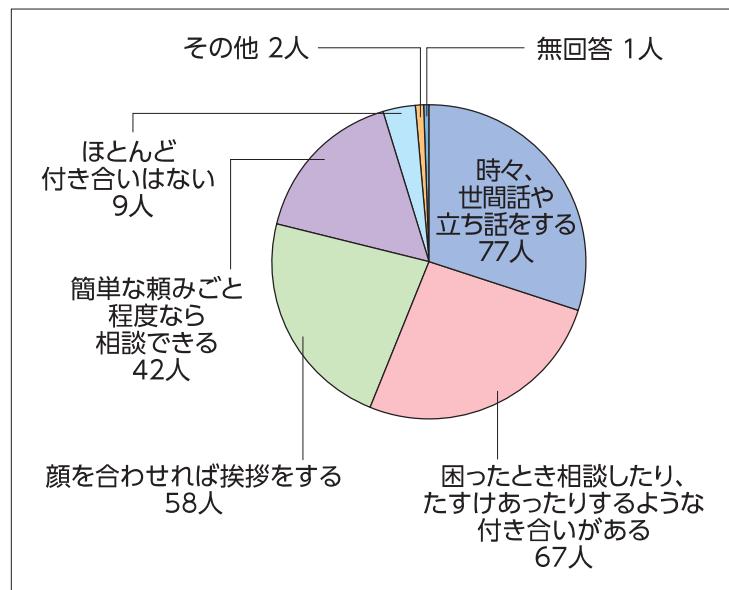
問4 あなたの家族構成を教えてください。



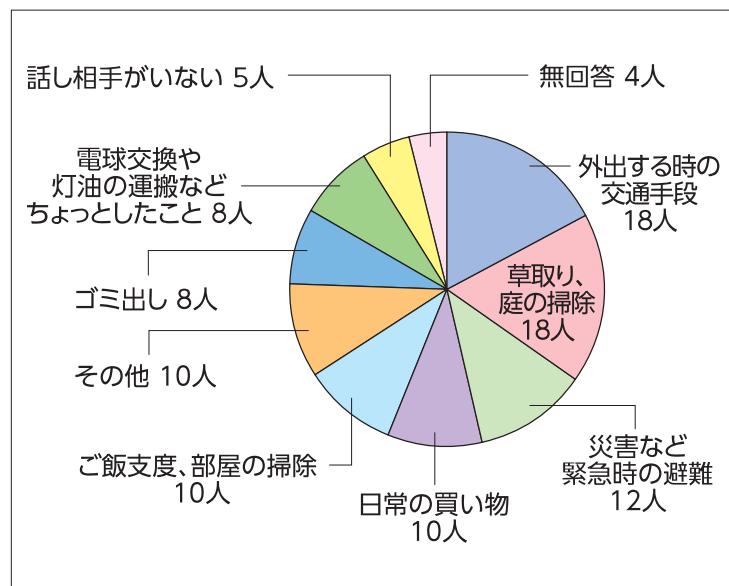
問5 あなたの住んでいる地区を教えてください。



問6 あなたは日頃、ご近所とのお付き合いがどの程度ありますか。

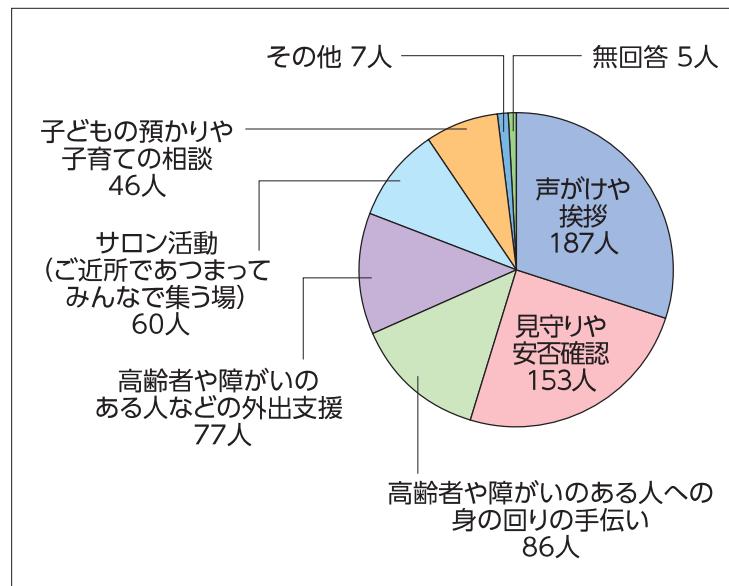


問7 問4の質問で1と回答された、ひとり暮らしの方にお尋ねします。毎日暮らしていく中で何が大変ですか。



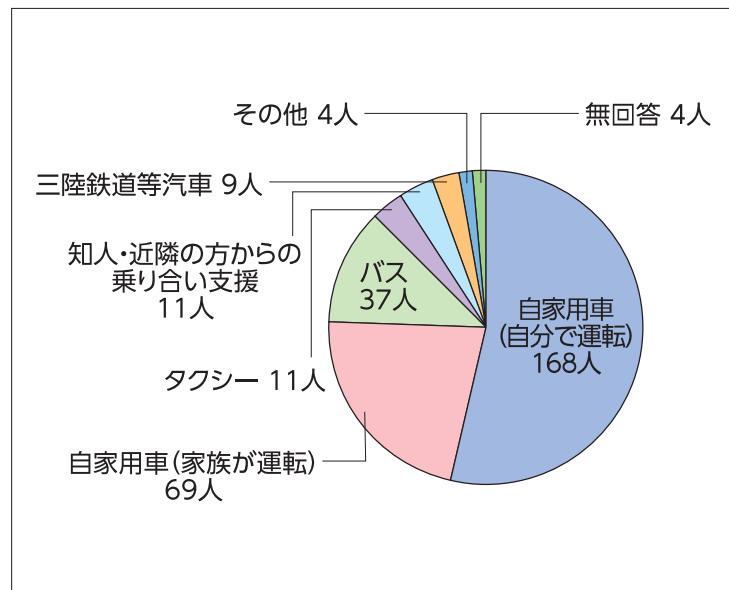
問8 あなたは、住み慣れた地域でみんなが安心して暮らすためには、どのような住民同士の支え合いが必要だと思いますか。

- 声掛けする人によっては、迷惑そうな顔をされる様で、よい顔をしない人も多くなり、人それぞれのわがままな考えがありそうで話しづらい世の中になってきてている気がする。
- 病院に行く時位
- 推測でのうわさ話をしない
- 地域社会の情報



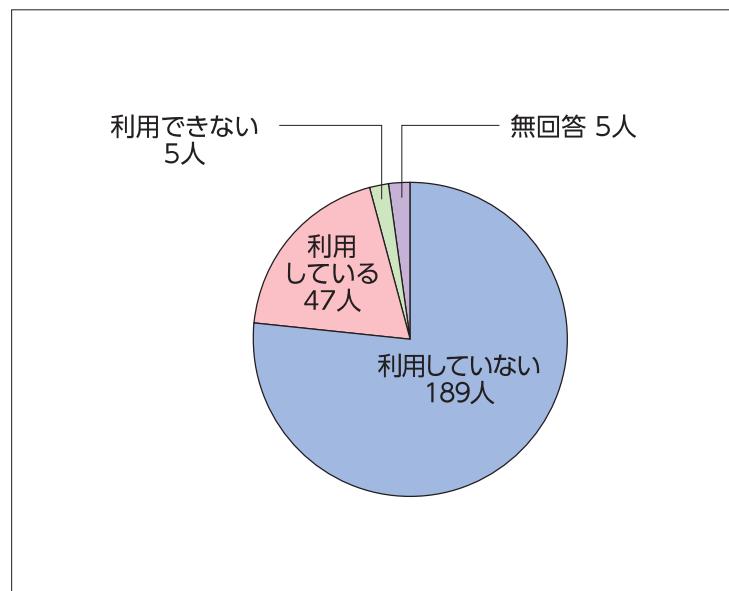
問9 あなたは、病院等に行く場合にどのような交通手段で行きますか。

- 自分で運転で妻の支援で病院に行きます
- 施設の車で
- 徒歩



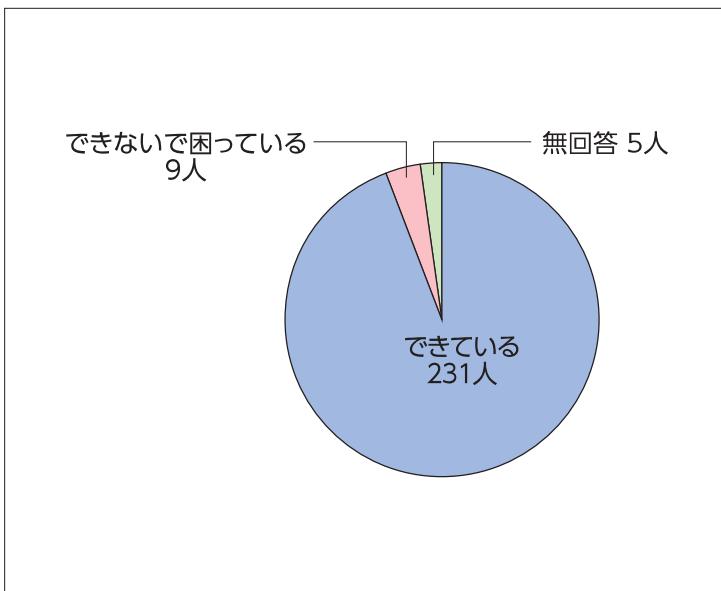
問10 あなたは、公的交通機関（バス等）を普段から利用していますか。

- 足が不自由で車イス使用
- バスまで歩けない
- 体が不自由
- 自家用車



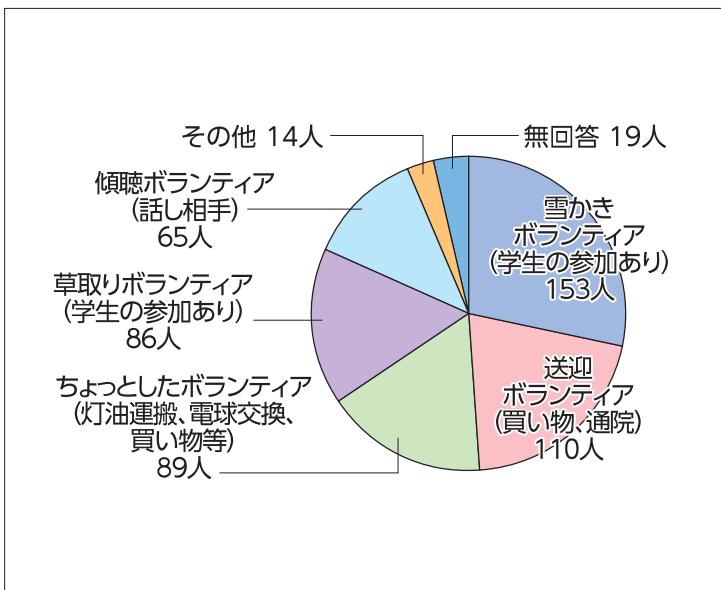
問11 あなたは、日常の買い物は普通にできていますか。

- 足が痛い
- シルバーさんにお世話になって居ます
- 歩いて行くのが大変



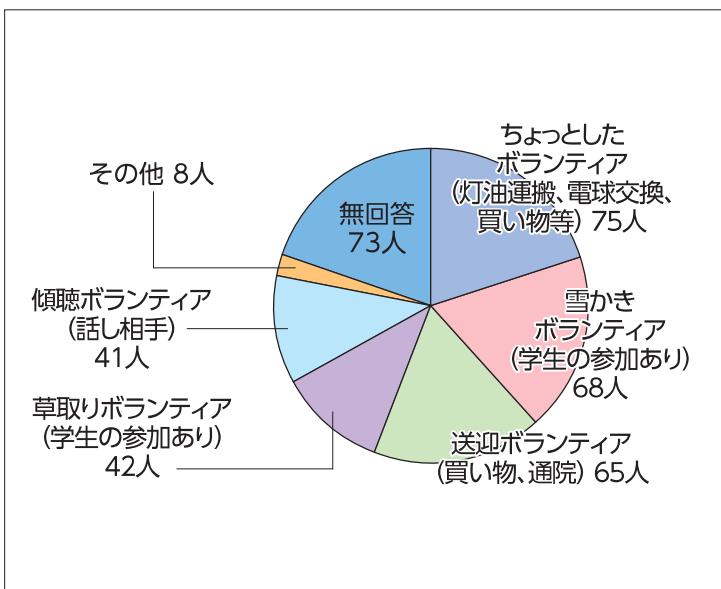
問12 あなたは、どのようなボランティア活動が必要だと思いますか。

- 登山道整備
- 特になし
- ゴミ出し
- スマホの使い方を教える
- 年ですので仕事はできません
- わからない
- 1~5について全て必要と感じるが、無償で行いたいとは思えない
- 今の所どうにかやれている
- そもそも有償でやるべき
- 今の所自分で出来るから必要ない
- 難しい通知書の確認等
- 今のところなんとかできています
- 特に必要なし



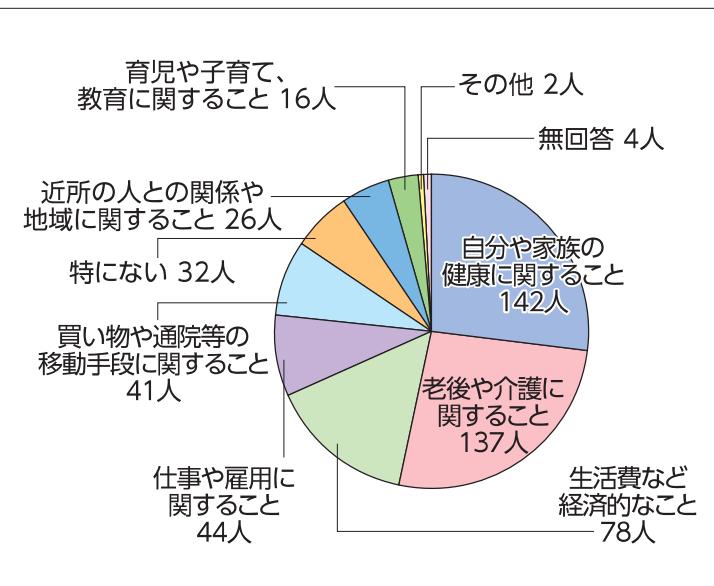
問13 問12の中で、参加できるボランティア内容は何番ですか。

- 足が不自由で車イス使用
- バスまで歩けない
- 体が不自由
- 自家用車



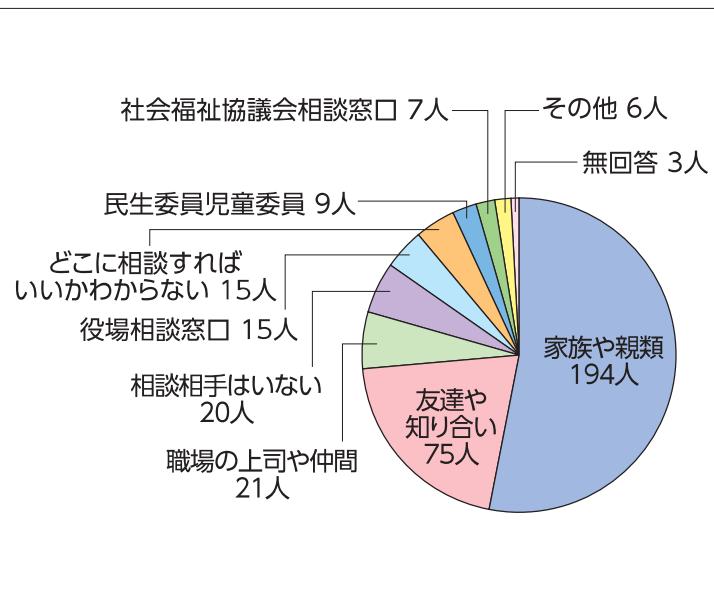
問14 あなたは毎日の暮らしの中で、不安に思っていることはありますか。

- 認知症の方々に対する接觸のしかた。
- 自分自身が認知症になっているのが、理解できずに生活しているのではないか？
- 今は大丈夫だが何年か後にはすべての事が不安になると思う

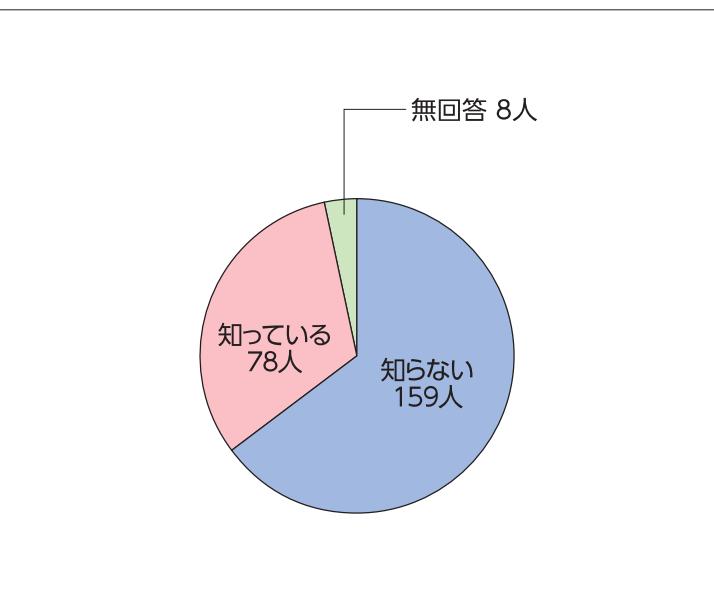


問15 あなたは、日常生活の困りごとを誰に(どこに)相談していますか。

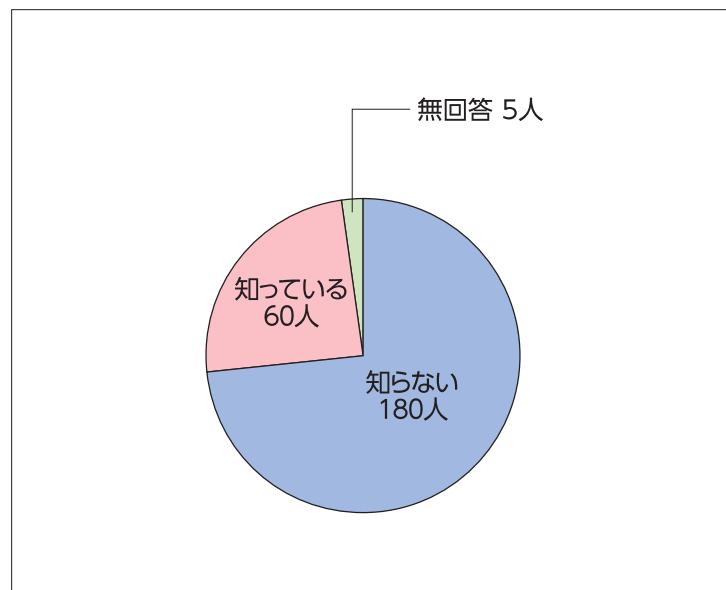
- 近所に人の良い人が少ない。すぐ2,3日もすれば近所のうわさになっていることがあるのであまり相談しないです。
- 相談ない
- グループホーム職員



問16 あなたは、社会福祉協議会で心配ごと相談所を開設していることをご存じですか。

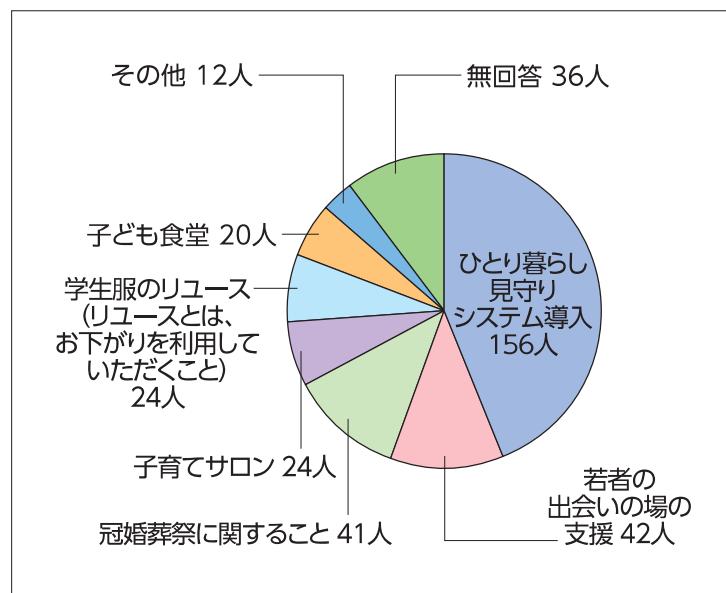


問17 あなたは、社会福祉協議会で資金貸付事業を実施していることをご存じですか。



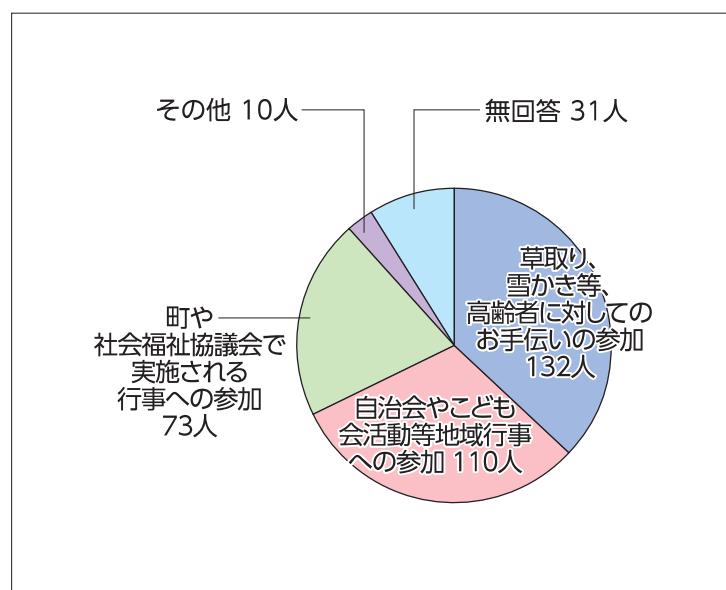
問18 あなたは、社会福祉協議会に新しく、どんな事業をしてもらいたいと思いますか。

- 足の確保
- ない
- 地域医療に関すること
- 買い物バスの運行（移動スーパー、移動販売のような）スーパーに行くのではなく
- ワカラナイ
- 相続などの困りごと
- わかりません
- 特になし

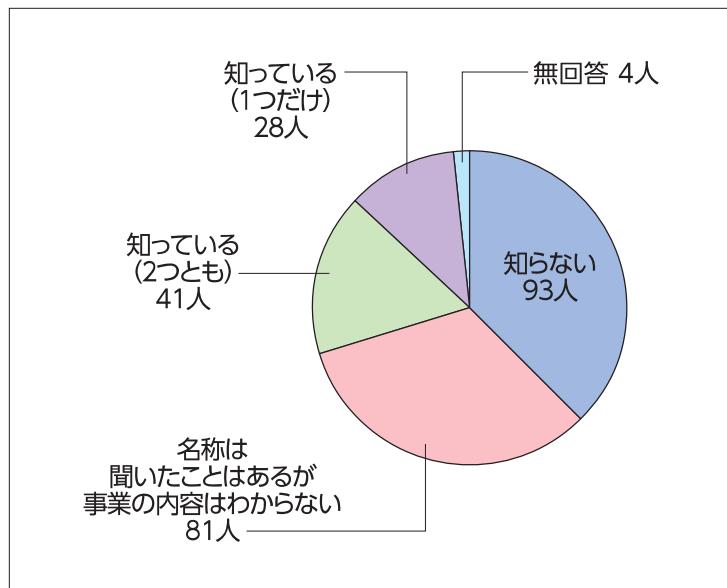


問19 あなたは、子どもたちに対する福祉教育についてどのような取り組みが必要だと思いますか。

- ショウガイのある方々への理解と体験、学校がもう少しシンケンに取りくんではほしい。
- ゲーム問題、外に出す事
- 今の子供には何に事も大変かと思う
- 30、40代が子どもと一緒に参加したくなる行事
- 先進的福祉教育をしている地域に学ぶ
- 実際に活動するだけでなくそこにかかるお金や関係する行政などまで教えてほしい
- 特になし

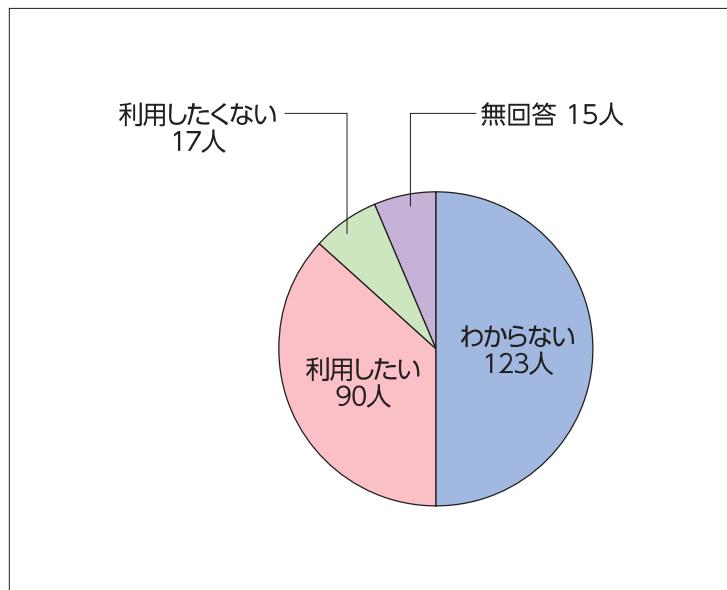


問 20 あなたは、判断能力が不十分な高齢者や障がい者の通帳預かり等をする「地域福祉権利擁護事業」や財産管理などを行う「成年後見制度」を知っていますか。

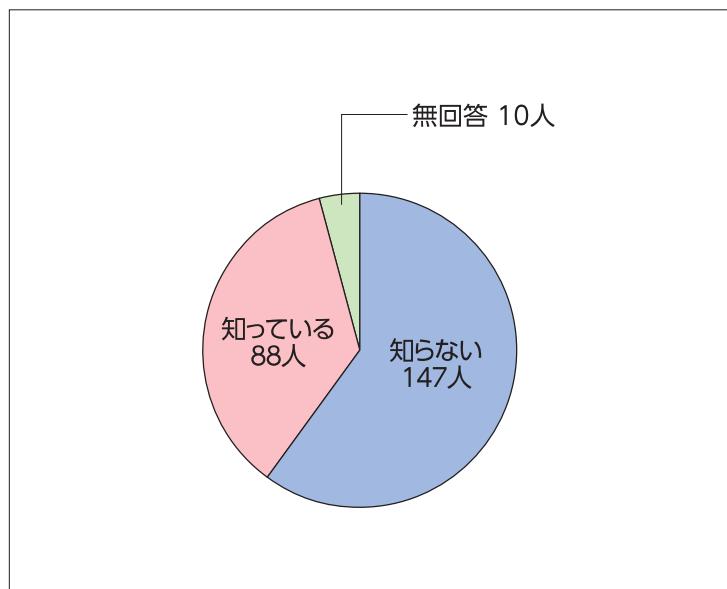


問 21 今後あなたが、判断能力が不十分になった場合に問 20 にある事業のサービスを利用したいと思いますか。

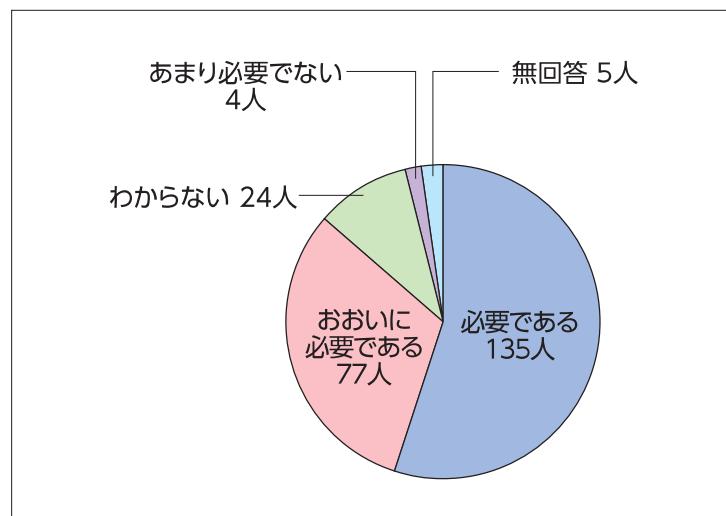
- 家族にお願いしようとしても、手続きでもめた際に、第三者にとられるのがいやだから
- 他の方に個人情報が知られるのがこわい
- 子供達を信じているので
- 子どもがいるため
- 利用したい時うまく利用できない時があるのでは？また担当してくれる方が個人のことについてどの程度理解してくれるかと不安である



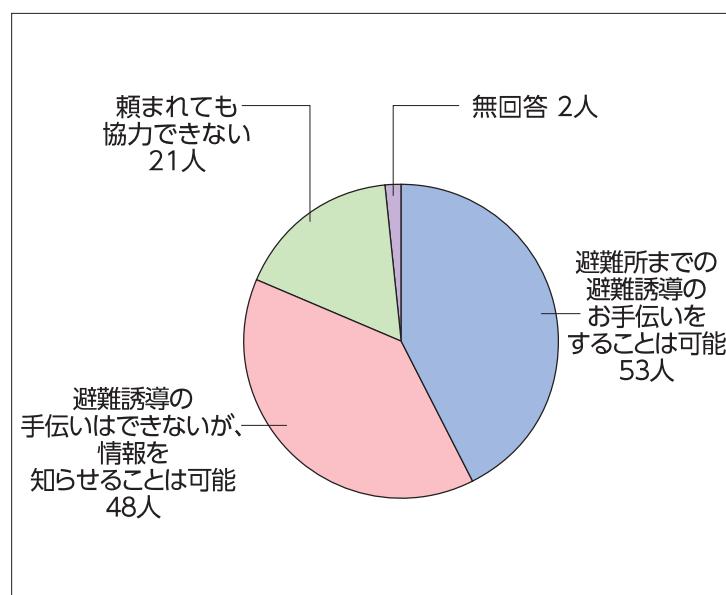
問 22 あなたは、ご近所に要配慮者がいることを知っていますか。



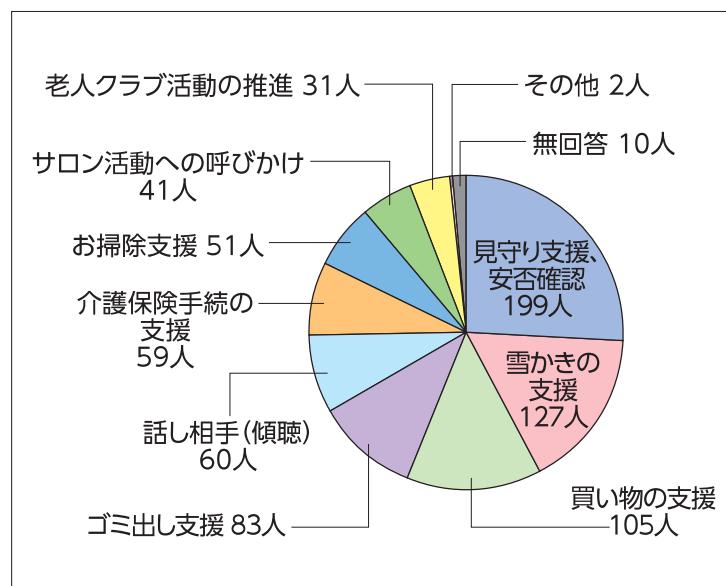
問23 あなたは、災害時に備え、日頃から要配慮者を支援しようとする取り組みは必要だと思いますか。



問24 問22で「知っている」と回答したあなたは、災害時にご近所の要配慮者に対しどのような支援が可能ですか。



問25 あなたのお住いの地域の高齢者への支援としてどんな支援が必要だと思いますか。



2 策定の経過

年月日	実施内容	備考
R3.12.17	全体職員研修「地域福祉活動計画と中期経営計画について」	講師：岩手県立大学 宮城 好郎 教授
R4.1.21	地域福祉活動計画アドバイザーと打ち合わせ	北上市社会福祉協議会 高橋 勝幸 氏 岩手県社会福祉協議会 和山 亨 氏
R4.6.2	第1回理事会	活動計画の概要説明
R4.6.27	第3次活動計画の評価作業	各事業所で評価を提出（計3回）
R4.6.30	第1回作業員会（A）	評価からの課題抽出作業
R4.7.21	第2回作業員会（A）	評価からの課題抽出作業
R4.9.15	町民アンケート実施	町民500人無作為に配布
R4.10.31	第3回作業員会（A）	基本目標、基本目標のための取り組み案件
R4.11.1	第4回作業員会（A）	基本目標、基本目標のための取り組み案件
R4.11.2	第5回作業員会（B）	具体的な事業案の検討
R4.11.4	第1回地域福祉活動計画策定委員会	委員長、副委員長の選出 計画の概要説明と進捗状況
R4.11.14	地域福祉座談会	有芸地区 18:30～20:00
R4.11.16	地域福祉座談会	大川地区 18:30～20:00
R4.11.18	地域福祉座談会	岩泉地区 18:30～20:00
R4.11.22	地域福祉座談会	小川地区 18:30～20:00
R4.11.25	地域福祉座談会	小本地区 18:30～20:00
R4.11.29	地域福祉座談会	安家地区 18:30～20:00
R5.1.31	第6回作業員会（A）（B）	計画、調整
R5.2.7	第7回作業員会（A）（B）	計画、調整
R5.2.10	第8回作業員会（A）（B）	計画、調整
R5.3.1	第2回地域福祉活動計画策定委員会	活動計画の内容について

3 第4次岩泉町地域福祉活動計画策定会議設置要綱

(趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、住民の福祉課題に対し、地域で取り組む、基本的な考え方を示し地域住民とともに福祉活動を展開していくため、岩泉町地域福祉活動計画策定会議（以下「会議」という。）を設置し、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 この会議は、岩泉町地域福祉活動計画を策定することを目的とする。

(組織)

第3条 委員は15名以内とし、次に掲げる者のうちから岩泉町社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長が委嘱する。

- (1) 地域・福祉活動を行う者
- (2) 福祉関係団体の者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他会長が必要と認める者

2 委員には、会長が必要に応じオブザーバーを若干名委嘱することができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定が終了するまでとする。ただし、委員に欠員が生じた場合、補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(報酬)

第5条 会議に出席した委員への報酬は、本会役員等の報酬等に関する規程により支給する。

(作業員会)

第6条 本会が必要と認めた場合は、作業員会を設置することができる。

2 作業員会の運営については、作業員会で協議し決定する。

(守秘義務)

第7条 会議に関わる者は、策定途中の過程で職務上知り得た秘密を洩らしてはならない。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、社協事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に必要な事項は委員に諮って定める。

附則 この要綱は、令和4年5月30日から施行する。

4 岩泉町地域福祉活動計画策定構成員（委員）名簿

No	選出団体・役職名	氏 名	備 考
1	岩泉町民生児童委員協議会 会長	前 川 超	
2	岩泉町老人クラブ連合会 会長	石 垣 正 雄	
3	岩泉町ボランティア連絡協議会 会長	内 村 洋 子	
4	岩泉町身体障害者福祉協会 会長	佐 藤 伸 哉	
5	岩泉町母子寡婦福祉協会 会長	佐々木 まり子	副委員長
6	岩泉町役場 健康推進課長寿支援室長	佐々木 美穂子	
7	岩泉町役場 町民課地域福祉室長	芳 賀 範 子	
8	岩泉町教育委員会 総括室長	佐々木 隆 幸	
9	NPO 法人クチエカ 事務局長	鈴 木 悠 太	
10	社協 岩泉支部 支部長	植 村 敏 幸	
11	社協 小川支部 支部長	立 花 等	
12	社協 大川支部 支部長	井戸坂 栄 子	
13	社協 小本支部 支部長	竹 花 純 一	委員長
14	社協 安家支部 支部長	佐 藤 裕 子	
15	社協 有芸支部 支部長	工 藤 幸 雄	

岩泉町地域福祉活動計画策定作業員名簿

A班

No	職 名	氏 名	備 考
1	事務局長	菊 地 辰 美	
2	事務局次長	三 上 美 幸	
3	地域福祉課長	磐 野 健 一	
4	訪問福祉課長	熊 谷 ゆ き	
5	いづみの里管理者	藤 田 満	
6	通所介護事業所長	三 上 善 文	

B班

No	職 名	氏 名	備 考
1	事務局次長	三 上 美 幸	
2	地域福祉課長補佐	遠 藤 旭	
3	訪問福祉課長補佐	佐々木 祐 子	
4	地域福祉係長	中 嶋 亮	
5	居宅支援係長	後 藤 洋 子	
6	いづみの里副管理者	大 井 義 憲	
7	主査兼児童支援員	中 村 幸 江	

第4次岩泉町地域福祉活動計画 令和5年3月発行

編集・発行 社会福祉法人岩泉町社会福祉協議会
住 所 〒027-0501 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字
森の越4番地14（岩泉町ふれあい交流福祉館内）
T E L 0194-22-3400
F A X 0194-31-1033
U R L iwaizumi-shakyo.or.jp
E - mail info@iwaizumi-shakyo.or.jp

※この冊子は、共同募金助成金の一部を充てて作成されています。